

平成 28 年度
臼杵市木質バイオマス小型熱電併給シ
ステム導入計画策定事業

プロポーザル実施要領

臼杵市総務部協働まちづくり推進課

1.事業名

平成 28 年度 臼杵市木質バイオマス小型熱電併給システム導入計画策定事業

2 本要領の目的

本要領は、「平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業）」における上記 1 の事業の委託の相手方を選定するプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

3. 業務概要

当市は、「臼杵市バイオマス産業都市構想」を策定して、平成 27 年度に認定を受けた。当構想は臼杵の恵まれた資源を活かした有機農業、林業、漁業を軸に、地域内（すべて市域の中）での循環型社会の構築を目指すものである。

本業務では当構想における「臼杵エネルギーパーク」構築の一環として、森の水源涵養機能の維持増進を加速させ、持続可能な「100年の森」に誘導していくための森林整備の延長線上として、集積される未利用木材の有効利用により二酸化炭素抑制対策のため、木質バイオマス発電・熱利用の実現可能性の検討を行うことを目的とする。

4.事業の内容

(1) 事業内容

別紙「平成 28 年度 臼杵市木質バイオマス小型熱電併給システム導入計画策定委託仕様書」にもとづき、以下の業務を行う。

- 臼杵市における森林資源量調査
- 木質バイオマス小型熱電併給システム実現可能性調査
- 臼杵市木質バイオマス小型熱電併給システム導入検討会の運営支援

(2) 業務規模 11,360千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

(3) 履行期間 契約の日から平成 29 年 2 月 17 日まで

5.事業者の選定

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行い、本要領で定める提出書類を審査し事業者を選定する。

6.応募資格要件

応募にあたっては、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 応募者は、次の①または②のいずれかに該当する事業者とする。

- ①臼杵市競争契約入札心得に基づき、一般競争（指名競争）入札参加資格者として、登録を行っている「都市計画・地方計画」および「施工計画・施工設備及び積算」の実績を有する建設コンサルタント業者

- ②大分県内に本社又は営業所を有し国または地方公共団体において木質バイオマス関連施設の導入に関する調査または計画策定支援等の実績を有している事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく精算手続き、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
 - (4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (5) 臼杵市及び大分県から指名停止の措置を受けていないこと。
 - (6) 国税（所得税または法人税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税、自動車税及びその他の都道府県税）及び市町村税（住民税及び固定資産税）を滞納していないこと。
 - (7) 臼杵市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 2 号）に規定する暴力団または暴力団員に該当する者ではないこと。

7.参加申込

- (1) 参加申込期間

平成 28 年 10 月 5 日（水）～平成 28 年 10 月 18 日（火） 17 時必着

※提出様式は、臼杵市ホームページ「新着情報」の「臼杵市木質バイオマス小型熱電併給システム導入計画策定事業プロポーザル参加者の公募について」に掲載する。

- (2) 提出様式 プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

- (3) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれかにて、下記まで提出するものとする。

場 所 〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1

臼杵市役所総務部協働まちづくり推進課（臼杵市役所臼杵庁舎 2 階）

メールアドレス kyoudou@city.usuki.oita.jp

- (4) 受領確認通知の送付

参加申込書を受領した際は、電子メールにより参加申込書受領通知書（様式第 2 号）を送付する。参加申込書を提出しない場合は、提案書は提出できない。

なお、参加申込書提出後、翌日まで（金曜日提出については月曜日まで）に受領確認通知が送付されない場合は、必ず問い合わせ先へ電話で確認すること。

7.プロポーザル実施に係るスケジュール

- (1) 公募開始：平成 28 年 10 月 5 日（水）

- (2) 質問受付期間：平成 28 年 10 月 13 日（木） 17 時必着

- (3) 質問への回答：平成 28 年 10 月 17 日（月）
- (4) 参加申込書提出締切：平成 28 年 10 月 18 日（火） 17 時必着
- (5) 提案書提出締切：平成 28 年 10 月 24 日（月） 17 時必着
- (6) プレゼンテーション：平成 28 年 10 月 28 日（金）を予定
- (7) 選定結果通知：平成 28 年 10 月 31 日（月）を予定

8.質問の受付及び回答

提案書作成に関する質問は、以下のとおり受け付けることとする。

(1) 質問受付期間

平成 28 年 10 月 5 日（水）～平成 28 年 10 月 13 日（木） 17 時必着

※期限を過ぎた問い合わせには回答しない。

(2) 質問受付方法

質問書（様式第 3 号）により、下記問い合わせ先に電子メールまたは FAX で送付すること。

【問い合わせ先】

臼杵市役所総務部協働まちづくり推進課 担当：広瀬 TEL0972-86-2733（課直通）

FAX：0972-63-7713

メールアドレス：kyoudou@city.usuki.oita.jp

(3) 回答

10 月 17 日（月）に臼杵市ホームページ「臼杵市木質バイオマス小型熱電併給システム導入計画策定事業プロポーザル参加者の公募について」のページ内に掲載する。

9.提案書の提出

提案書は、次の受付期間内に、下記の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること）または持参すること。なお、提出物は書類（サイズは A 4 版）にて提出すること。

(1) 受付期間

平成 28 年 10 月 17 日（月）から平成 28 年 10 月 24 日（月）までの

9時から17時まで

※期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

(2) 受付場所

〒875-8501

大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1

臼杵市役所 総務部 協働まちづくり推進課

(3) 提出書類

①提案書（様式第 4 号）※様式は表紙のみ。提案に関する様式は自由とする。

②費用見積書（様式任意）※積算内訳書（様式任意）を含む。

※業務価格に対する消費税及び地方消費税の額を必ず記載

- ③工程表（様式任意）
- ④会社概要（様式任意）
- ⑤業務実施体制（様式第5号）
- ⑥類似契約実績書（様式第6号）

※業務内容及び発注者等の内訳が分かるよう記載すること。

(4) 提出部数

各7部（提出にあたっては正本1部、副本6部とする。）

(5) 書類作成・提出上の留意事項

- ①「(3) ①提案書」に記載する内容は、仕様書の業務内容に即した提案とすること。
- ②受領後の提案書の加除は、原則不可とする。

10.提案の審査について

提出された提案は、「臼杵市木質バイオマス小型熱電併給システム導入計画策定委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、「評価の視点」に基づき総合的に審査し、最も優れた提案を提出した参加者を本件業務の契約候補者として決定する。提出する提案は1参加者につき1つに限る。

また、提案書の提出後、提案書について発表(プレゼンテーション)する機会を設ける。

なお、審査対象者が1社の場合でも審査を実施し、最低基準点を超えた場合には契約候補者として選定する。

(1) 日時及び場所

①実施場所：臼杵市役所 臼杵庁舎（詳細はあらためて通知）

②実施日時：平成28年10月28日（金）予定

③出席者：プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名以内とする。

プレゼンテーション日時及び待ち時間等の確認については、当市から参加者へ別途連絡する。

(2) プレゼンテーションの内容

①プレゼンテーションは1社ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、ヒアリングを実施する。1社につき30分程度（説明20分、質疑10分）を予定。

②プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書に基づくものとし、原則として、説明時に追加資料は認めない。

③プレゼンテーションは事前に提出した提案書によって説明を行うこととし、プロジェクターや図面の使用は認めない。パソコン等の機器の持込については参加者の手持ち利用の範囲において認める。

(3) プレゼンテーションに出席しない場合

事業実施の意思がないものとみなし、原則として、事業者として選定しないものとする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、すべての参加者に書面にて個別に通知する。審査の過程は公表しない。なお、選定結果に対する異議を申し立てることはできないものとする

12. 評価の視点

選定の評価基準は、提案書の内容を下記項目に基づき評価、点数化し、総合得点の高いものを採用する。

この際、総合得点の最も高いものが複数ある時は、「2. 提案内容の的確性(木質バイオマス利用)」と「3. 提案内容の実現性(熱電併給事業)」の合計点数の上位者を採用する。

| 評価項目 | 評価のポイント | 配点 |
|------------------------|---|-----|
| 1. 業務運営に関する基本方針 | ①当市の課題解決につながる業務実施方針となっているか ②市において実現可能かつ当市の考え方に適した木質資源の利活用手法、事業化方針が提案されているか ③事業化に向けて、策定検討会を通じて各関係者と合意形成するための運営支援を行えるか | 20 |
| 2. 提案内容の的確性(木質バイオマス利用) | ①森林の現状把握、利用可能量の推計や地域の林業に基づき、市の課題への対応方法が提案されているか ②木質バイオマスの加工・流通に関して知識・ノウハウを有しており、それを活かした調査内容が提案されているか | 10 |
| 3. 提案内容の実現性(熱電併給事業) | ①木質バイオマス小型熱電併給設備の導入可能性調査の内容は適当なものとなっているか ②木質バイオマス小型熱電併給設備に関する提案に、新規性ならびに独自性があるか ③設備のメンテナンス・運用について課題が明示されており、対策が提案されているか | 20 |
| 4. 作業計画 | ①必要な作業内容が記載されており、その作業工程は適切かつ効率的か | 10 |
| 5. 実績 | ①過去3年以内に国または地方公共団体が発注した同種・類似の業務実績があるか | 10 |
| | ②従事した業務の調査結果に基づいた、木質バイオマスによる熱電併給設備・ボイラーの導入が過去3年以内にあるか | 10 |
| 6. 実施体制 | 本業務を迅速・確実に遂行するための体制がとられているか | 10 |
| 7. コスト | 経費の積算が妥当か | 10 |
| 合計 | | 100 |

1 3.契約

審査により選定された受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに随意契約による契約を行う。契約対象となる業務内容は提案書の内容に拘束されるものではない。

1 4.失格

以下の事項に該当する場合には失格となる場合がある。

- (1) 「4. (2) 業務規模」で規定する予算額を超えた提案を行った場合
- (2) 「9. 提案書の提出」で規定した事項を遵守していない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1 5.その他

- (1) 本事業のプロポーザルに関する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、参加者に無断で利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において提案書等の複製、保存等を行う。
- (4) 採用となった提案書等の著作権は、臼杵市に帰属する。
- (5) 採用となった提案については、提案内容の一層の充実を図るため、内容の一部の変更を指示する場合がある。
- (6) プロポーザル参加申込書等の提出後、審査により事業者が選定されるまでは、提案辞退届（様式第7号）にて申し出るにより参加辞退ができるものとする。

1 6.問い合わせ先

臼杵市役所 総務部 協働まちづくり推進課

〒875-8501 大分県臼杵市大字臼杵 72 番 1

担当：広瀬 隆

T E L : 0972-86-2733 F A X : 0972-63-7713

E-mail : kyoudou@city.usuki.oita.jp